

蕭常『續後漢書』魏載記第一・第二を巡る一攷察

田中 靖彦・石井 仁

はじめに

本稿は、南宋の人である蕭常が著した『續後漢書』(1)の、魏載記第一・第二の人物評価をめぐる諸々について検討し、蕭常の曹魏觀をさぐる端緒とすることを目的としたものである。前稿までで論じたように、南宋代においては孫吳を中心とした三國論も存在しており、蕭常の孫吳觀も批判一辺倒とは言い難いところがあることが明らかとなっている。そしてその蕭常が最も厳しい批判を向けた先が、曹魏であり曹操であった。曹操をめぐる記事に蕭常の批判的な意思が読み取れることは既に指摘があり、たとえばつとに四庫提要はその筆法について「又曹操封魏公、加九錫等事、陳志皆稱『天子命公』、而此乃書『操自爲云云』、則本之范蔚宗『後漢書』本紀」と指摘する(前稿一参照)。本稿では、こういった蕭常による曹魏批判の性格の検証を進めると同時に、彼の『續後漢書』執筆姿勢に関する一攷察を行ってみたい。

一 本稿における「載記」の語の使用について

今更であるが、ここで本稿における「載記」の語の使い方について確認しておく。劉知幾『史通』卷四・題目は、董卓・袁紹らが『三國志』魏書に列せられることを「(これでは)彼らが(魏の)臣下とされるのと同じになってしまう」と、その実態と乖離していることを批判し、「唯『東觀』以平林・下江諸人列爲載記。顧後來作者莫之遵効。逮新晉始以十六國主持載記表名(唯だ『東觀』のみ平林・下江の諸人を以て列して載記と爲す。顧だ後來の作者 之に遵ひ効ふもの莫し。新晉に逮びて始めて十六國の主を以て載記を持し名を表す)」と述べる。これを見る限り劉知幾は、史書が群雄割拠を扱う際の優れた方法として「載記」という題目を捉えているに過ぎない。そして、よく知られているように『晉書』載記は五胡十六国に関する記事を扱う部分であるが、これについて趙翼『廿二史劄記』卷二「各史例目異同」は、「『晉書』於僭偽諸國數代相傳者、不曰世家而曰載記。蓋以劉・石・苻・姚諸君有稱大號者、不得以侯國例之也(『晉書』の僭偽諸國の數代相傳ふる者に於けるや、世家と曰はずして載記と曰ふ。蓋し劉・石・苻・姚の諸君の大號を稱すること有る者を以て、侯國を以て之を例するを得ざればなり)。」と指摘する。だが、蕭常が吳・魏の記事をそれぞれ吳載記・魏載記と扱うのは、劉知幾の考えるような群雄割拠を表すための手段ではなく、蜀漢より吳魏を貶める意図によるものであることは疑いが無い。

ところで、『史記』齊太公世家における齊桓公の記述部分を「齊桓公世家」と呼ぶことは一般的に行われていないことを踏まえれば、蕭常『續後漢書』魏載記第一における曹操の記事を「曹操載記」と呼んで良いか、という疑問はあるだろう。一方で、『晉書』卷一百十三・一百十四での苻堅に関する記事を「苻堅載記上・下」と呼ぶように、『晉書』の載記は「君主名＋載記」と称するのが一般的であることを考えれば、君主である曹操に関する記事を「曹操載記」と呼ぶことは許

容範囲内と判断して良い。ただし、君主ではなく臣下について見てみれば、例えば苻堅に仕えた王猛に関する『晉書』の記述(卷一百十四・苻堅載記下に附屬)を「王猛載記」と呼ぶことは一般的とは言えない。そういう観点から言うならば、例えば、蕭常『續後漢書』魏載記第三にある荀彧に関する記事を「荀彧載記」と呼んで良いかは疑問が残るであろう。ただし、蕭常『續後漢書』における「載記」は、恐らくそこまで想定した用い方をされていないように思われる。蕭常自身が著した「義例」にも載記の定義については言及が無い。同書の吳載記全十一卷、魏載記全九卷のうち、君主を扱った巻は、吳載記第一・第二の二巻、魏載記第一の合計三巻(しかも吳載記第二は君主以外の孫吳宗室も扱っている)であり、その他の載記はすべて吳魏の臣下に関する記述となっている。『續後漢書』の字句の校訂についてまとめた『續後漢書札記』(以下『札記』)も、「孫韶載記」「荀彧載記」といった表現を普通に用いている。こういった点を踏まえて本研究では、吳載記や魏載記における臣下を扱った記事についても便宜上「人名+載記」と呼ぶこととした。

二 魏載記第一

(一) 序に当たる部分について

魏載記第一の冒頭には序に当たる部分がある。まずはそこから見てみよう。

或謂常曰、「子之不與魏以禪者、何。」曰、「禪、名也。有其實而名隨之、實不至而強與之名、其可哉。曹氏代漢以篡、而特假禪之名以文之耳。有識君子、固嘗切齒、且著論以非之矣。而世俗之人、惑于(一)偏見、或以禪之名歸之也。『禮』、蹴路馬芻、有誅(二)。孔子惜衛以繁纓假人(三)。蹴芻、細故也。繁纓、微物也。聖人必嚴爲之辭者、謂其漸不可長、

且爲後世慮也。曹氏代漢之心、非一日也。始殺其賢者、次及其大臣、次及其宗族。其後、弑及主后與其皇子。始而九錫之請、繼而旄⁽⁵⁾、頭鐘⁽⁶⁾、又繼而出警人蹕、其後冕十二旒⁽⁷⁾、而繁陽之臺⁽⁸⁾築矣、山陽之號加矣。元惡雖斃、狂童嗣逆⁽⁹⁾、覺積于⁽¹⁰⁾人存⁽¹¹⁾、事成于⁽¹²⁾身後、良有以也。蹴芻之誅、繁纓之惜、聖人慮後世若是之深⁽¹³⁾。『易』曰、『履霜堅冰⁽¹⁴⁾』至⁽¹⁵⁾。其漸非一日之積也。嘗⁽¹⁶⁾讀史、至獻帝『垂恩相舍』之言、『命在何時』⁽¹⁷⁾之語⁽¹⁸⁾、使人氣拂膺者累日。是可以禪之名與之乎。或又謂『晉・宋・齊・梁之相代、皆是篡⁽¹⁹⁾』也。或者且以『正統』歸之、子獨于⁽²⁰⁾曹氏斬者、何也⁽²¹⁾。曰、「不然。晉・宋・齊・梁之亡、民心無所繫、則凡君我者、非『正統』所存乎⁽²²⁾。曹氏之篡、昭烈固無恙也。漢氏未殄、民心未解。曹氏既以禪自名、或者又欲以『正統』歸之、其忍哉。」或又謂、「孫權之與曹操⁽²³⁾、無大相過。子之書嚴于⁽²⁴⁾責操、而恕于⁽²⁵⁾待權者、何。」曰、「春秋誅首惡⁽²⁶⁾。操、其始禍者也。權之初、本以誅操復漢爲辭。魏既僭號、自顧力不能討、而恥居其下、姑自王以夸示其國人耳。其本心或不爾也、要必有能辨之者。」

或るひと常に謂ひて曰く、「子の魏に與ふるに禪を以てせざるは、何ぞや」と。曰く、「禪は、名なり。其の實有りて、名之に隨ふ、實至らざるに強ひて之に名を與ふるは、其れ可ならんか。曹氏漢に代はるに篡を以てす、而るに特だ禪の名を假りて以て之を文れるのみ。有識の君子は、固より嘗に切齒し、且つ論を著して之を非とす。而るに世俗の人は、偏見に惑はされ、或るひとは禪の名を以て之に歸するなり。『禮』に、「路馬の芻を蹴めば、誅有り」と。孔子衛の繁纓を以て人に假すを惜しむ。芻を蹴むは、細故なり。繁纓は、微物なり。聖人の必ず嚴に之の辭を爲すは、其の漸⁽²⁷⁾の長ず可からず、且つ後世の慮と爲らんことを謂へばなり。曹氏の漢に代はるの心は、一日に非ざるなり。始め其の賢者を殺し、次いで其の大臣に及び、次いで其の宗族に及ぶ。其の後、弑は主

后と其の皇子に及ぶ。始め九錫の請、繼いで旒頭鐘簾、又た繼いで出警入蹕、其の後、冕十二旒、而して繁陽の臺、築かれ、山陽の號、加へらる。元惡、斃るると雖も、狂童、逆を嗣ぎ、豐は人の存するに積まれ、事は身後に成るは、良に以有るなり。蹴芻の誅、繁纓の惜は、聖人の後世を慮ること是の若きの深きなり。『易』に曰く、『霜を履みて堅冰、至る』と。其の漸は一日の積に非ざるなり。嘗て史を讀みて、獻帝の『恩を垂れて相捨てよ』の言、『命、何れの時に在る』の語に至るや、人氣をして拂膺せしむる者、累日なり。是れ禪の名を以て之に與ふる可けんや」と。或るひと又た謂ふ、「晉・宋・齊・梁の相代はるは、皆是れ篡なり。或る者は且つ『正統』を以て之に歸せるに、子、獨り曹氏に于て斬しむは、何ぞや」と。曰く、「然らず。晉・宋・齊・梁の亡は、民心の繋がる所無ければなり。則ち凡そ我に君たらんとする者は、『正統』の存する所に非ざらんや。曹氏の篡あるも、昭烈は固より恙無きなり。漢氏は未だ殄まらず、民心は未だ解けず。曹氏、既に禪を以て自ら名づけ、或る者、又た『正統』を以て之に歸せんと欲するも、其れ忍びんや」と。或るひと又た謂ふ、「孫權の曹操とは、大いには相過ぐることに無し。子の書、操を責むるに嚴なるも、而れども權を待つに恕なるは、何ぞや」と。曰く、「春秋は首惡を誅す。操は、其れ禍を始むる者なり。權の初めは、本は操を誅し漢を復するを以て辭と爲す。魏の既に僭號するや、自ら力、討つこと能はざるを顧みて、其の下に居るを恥ぢ、姑く自ら王たりて以て其の國人に夸示するのみ。其の本心、或いは爾らざるなり、能く之を辨ずる者有らんことを要必む」と。

この段において蕭常は、「或」との間答という形式を用いて三つの論点を展開する。一つめは、魏の成立を禪讓とは認めないという点である。蕭常は「曹魏の禪讓は篡奪を粉飾したものに過ぎず、その非を論ずる有識者もいるのに、世俗の人は偏見に惑わされている」といい、『禮記』や『左傳』などを引きつつ、曹操らの行いに対し厳しい批判と怒り

を述べる。二つめの論点は、南朝の禪讓との比較である。「南朝の交代はいずれも篡奪であるのに、なぜ曹魏に対してだけ(禪讓を認めるのを)物惜しみするのか」という「或」の問いに対して蕭常は、「晉から梁までの滅亡には、民心の繋がる場所が無い。(それとは異なり)魏が篡奪しても昭烈帝が健在であり、漢は滅亡していなかった。それなのに魏を『正統』とすることなどできようか」という。劉備がいたからこそ曹魏が「正統」たる事はあり得ない、という蕭常の見解が見て取れる。「正統」の語をはっきりと用いており、蕭常も南宋における正統論に関心を持っていたことも確認できる。南朝の禪讓もさほど積極的に肯定はしていないのも注目に値しよう。また蕭常の主張は、曹魏を「正統」とする見解が当時において存在し、それに反駁するという形を取っている。斯かる曹魏正統論的言説が当時において蕭常の言うほどよく見られるものであったかは検討の余地があるが、少なくとも曹魏正統論が全面的に否定されるのが常識となっていたわけではないことも窺える。

そして三つめの論点は孫吳評価である。「或」が「孫權は曹操と大差無いのに、なぜ曹操には厳しく孫權には寛大なのか」と問うのに対し、蕭常は「首惡を誅す」という『春秋』の筆法であるという。蕭常によれば、曹操こそが禍を開始した者なのであり(27)、「孫權は当初は曹操を誅伐し漢を復興させることを口実としていた。魏が帝位を僭称すると、力ではかなわぬがその風下におけることを恥じ、王を自称して國の人々に誇示したに過ぎず、本心はそうではないのではないか」という。そして「このことを議論する者がいる必要がある」として、この序の部分は締めくくられている。吳載記第一に見られた孫權に対する見解(前稿五参照)よりもさらに好意的と読めることは見逃せない。吳が魏に臣従したことをある程度弁護する論旨には、南宋の現状に対する蕭常の見解を看取すべきであろう。かかる「曹魏は一貫して否定的に論ずるが、孫吳はある程度は評価する」「南宋の鑑戒として孫吳を捉える」という筆致は、吳載記第一の序に当たる部分の論旨とも比較的類似していることが分かる。蕭常の孫吳に対する評価に若干の肯定的側面もあるこ

とは、一定程度は認めて良いように思われる。ただしそれが飽くまでも「魏と比較すれば認めるべき点もある」という観点に基づくことも忘れてはならないであろう。

もちろん、ここに見えるような「或」の疑問に答えるという形式は漢文史料における頻出表現であり、ここに見える「或」の問いが、本当に蕭常が受けた質問であるとは限らない。ただし、ここに見えるような論点が当時において話題となっていた可能性、そして蕭常がぜひ論じたいと看做した論点であった可能性は高い。総じて、蕭常の曹魏批判の姿勢が非常に明確に見出せる序と言って良いであろう。

(二) 許への遷都に関する記事について

『札記』は曹操載記における許への遷都に関する記事について、以下のような指摘をしている。

「九月、以帝遷都於許」、九月、陳志同。舊作「庚申」。案、昭烈帝紀亦作「庚申」、上繫八月、從范書也。此上六月、則庚申日無所繫。義例云「漢既不日、魏豈得獨日」。帝紀苟有可考、自當書日、魏載記應從略、又不繫月、淆舛殊甚。今從陳志改爲九月。陳・范違異²⁸、兩存之、以俟參攷。

「九月、以帝遷都於許」、九月、陳志も同じ。舊は「庚申」に作る。案ずるに、昭烈帝紀も亦た「庚申」に作り、上は八月に繫ぐは、范書に従ふなり。此の上は六月なれば、則ち庚申の日は繫がる所無し。義例に「漢 既に日はいはず、魏 豈に獨り日いふを得んや」と云ふ。帝紀 苟も考ふる可き有らば、自ら當に日を書すべくして、魏載記は應に從ひて略すべし。又た月を繫がざるは、淆舛なること殊に甚だし。今 陳志に從ひて改めて九月と爲す。陳・

范の違異、兩つながら之を存し、以て参攷を俟たん。

この『札記』の指摘どおり、本論が底本とした宜稼堂叢書本（及びその系譜に連なる傳同治本および叢書集成本）の曹操載記には「九月、以帝遷都于許」の一文がある（建安元年の条。詳しい史料引用は後掲）。ただし『札記』によれば、もともとは「庚申」と作ってあったのを、陳壽『三國志』に従って「九月」に修正したという。それを裏付けるように、四庫全書本の当該箇所は「庚申」となっており、蕭常の原著の該当部分が「庚申」となっていた可能性が高いことが分かる。そしてこれもまた『札記』の指摘通り、蕭常は「義例」にて、以下のように定めている。

凡記事必繫之日。不日、蓋陳壽崇魏而黜漢、略而不書。無他⁽²⁹⁾書可考、今止書月與時。魏雖書日、漢既不日、魏豈得獨日。

凡て事を記すには必ず之に日を繫ぐ。日いはざるは、蓋し陳壽 魏を崇びて漢を黜め、略して書せざればなり。他書の考ふる可き無ければ、今 止^ただ月と時とを書す。魏は日を書すと雖も、漢は既に日いはざれば、魏 豈に獨り日いふを得んや。

『札記』が「庚申」を「九月」に書き換えたのは、原史料を改めるという行為であり、現在の史学の観点からは余り好ましいこととは言えないが、『札記』に言わせれば、これも蕭常が定めた「魏載記では日付は書かない」という筆法を反映させた校訂ということなのであろう。だがそれと同時に、『札記』の指摘からは、蕭常が自身の定めた筆法を遵守でき

ていないことに対する批判的な姿勢が看取されるのであって（潘旻殊甚）などという表記はとくにそれが窺える）、後世における『續後漢書』に対する評価が高いとは言えない所以を窺うことができる一例と捉えられる。

ただし、この『札記』の指摘にも問題点はある。『札記』は、「昭烈帝紀でも范曄の『後漢書』に従って（遷都の日付を）八月の庚申としているが、ここ（＝曹操載記における遷都の日である「庚申」）の上は六月であり、庚申は繋がらない」という。それではここで、『續後漢書』曹操載記の当該部分前後の記述を確認してみよう（九月）の部分は原著にあったと思われる「庚申」とした。

建安元年、（中略）夏六月、車駕至³⁰。操自爲鎮東將軍、龔費亭侯。秋、車駕還洛³¹陽。³²操自領司隸校尉・録尚書事。殺侍中趙忠³³・尚書馮碩等、以其不附己也。庚申、以帝遷都于³⁴許。

これを読めば、確かに遷都した庚申の日が何月のことであったかはわかりにくい、遷都の記事の前に「秋」の一字がある（本論が参照した諸本いずれにも「秋」の字があるため、原著の段階からあった可能性は低くないと思われる）ので、この「庚申」が夏である六月でないことは明らかである。ゆえに『札記』の「此上六月、則庚申日無所繫」という批判もまた、少々的外れな感がある。ただし、曹操載記における建安元年の記事には、この「秋」以降には季節や月日を示す表現が無いため、遷都の日である庚申の日は秋以降（七〜十二月）ということになる。このうち庚申の日があるのは、建安元年八月二十七日（西暦一九六一年一〇月七日）、十月二十八日（西暦一九六一年二月六日）、十二月二十九日（西暦一九七一年二月四日）である。結果として、『札記』の指摘は一部妥当でない点もあるが、蕭常の文のままではこの「庚申」がいつなのか特定できないという問題点を持つことは間違いない。だが、蕭常は昭烈帝紀においては、遷都があった

月を『三國志』のいう九月ではなく范曄のいう八月としている以上(しかも『札記』もこれについては承知している(35)、この曹操載記における「庚申」も八月のこととして書いたとみるべきではなからうか。とすれば『札記』は、蕭常の意思を尊重した元史料改変をしたかったのならば、「庚申」を「九月」ではなく「八月」とすべきであった。先に見たように、『札記』は陳壽説を採った理由を「陳・范違異、兩存之、以俟參攷」と述べているが、これは『札記』で指摘すれば十分であり、史料本文まで改めないほうが蕭常の原著および執筆意図に近い校勘となった、と言える。これまで本研究では、本文に対する『札記』の指摘はおおむね妥当なものとして読んできているが、今回のように必ずしも妥当とはいえない指摘があることも留意すべきであろう。

さらにもう一つ指摘しておくべきは、底本と四庫全書本の差異である。前掲の底本引用でも校勘について注を附したが、煩を厭わず四庫全書本の該当箇所を見ておこう。本論が底本とした宜稼堂叢書本と異なる点に傍線を附しておく(字体の相違は除く)。

建安元年、(中略)夏六月、車駕至聞喜。操自爲鎮東將軍、襲費亭侯。秋、車駕還雒陽。八月、操自領司隸校尉・錄尚書事。殺侍中臺崇・尚書馮碩等、以其不附己也。庚申、以帝遷都於許。

こちらの記述では、遷都は八月庚申の日ということになり、范曄『後漢書』にある「遷都は八月」という内容と一致する。そもそも、宜稼堂叢書本は曹操が殺した侍中を趙忠としていたり(36)、四庫全書本では車駕の到着地を聞喜としている箇所が宜稼堂叢書本では到着地を記していないなど、不備が目立つ(これらについて『札記』には指摘が無い)。これらの点に限って言えば、四庫全書本のほうが宜稼堂叢書本よりも完成度が高い。無論、四庫全書本が蕭常の原著

で不自然な点を誰かが修正した系譜に連なる版本である可能性も有り得るのであり、著述全体としては宜稼堂叢書本と四庫全書本のいずれが蕭常の原著に近いかは判断が難しいが、少なくとも『札記』の指摘が当てはまらない箇所を持つ『續後漢書』が存在していたこと、四庫全書本と宜稼堂叢書本は別系統の版本である可能性があることは注意しておきたい。ただし、蕭常が「義例」で自ら定めた筆法を遵守できていない点は変わらないことも、また確かである。

(三) 曹操載記贊

続けて、曹操の死亡をめぐる記事から、曹操載記の贊にかけてを見てみよう。なお引用文中の亀甲括弧で括った文字は、原文には無く、筆者が補ったものであることを示す。

〔建安〕二十五年正月、操自摩陂至洛⁽³⁷⁾陽、死。時年六十六。操御軍三⁽³⁸⁾十年、手不廢書、嘗著兵書十餘萬言、諸將攻戰、皆以新書從事。又注⁽³⁹⁾孫武兵書⁽⁴⁰⁾。性猜忌⁽⁴¹⁾、諸將計畫、出己右者、必以法誅之。故人舊怨、必報無餘。其所刑殺、輒對之流涕、終不少貸。⁽⁴²⁾沛相袁忠・沛國桓邵⁽⁴³⁾・陳留邊讓等、或以公事、或以語言過失、皆族其家。有幸姬侍晝寢。枕之臥、告⁽⁴⁴⁾、「須臾覺我。」姬見其臥安、未即覺、及寤、棒殺之。嘗對敵、廩穀不足、私謂⁽⁴⁵⁾主者曰、「奈何。」主者曰、「可小斛以足之。」操曰、「善。」後軍中言欺其衆、乃謂主者曰、「要當借君死以厭衆。」遂斬之、取其首徇曰⁽⁴⁶⁾、「行小斛、盜官穀。」其慘酷機變⁽⁴⁷⁾、皆此類也。丕⁽⁴⁸⁾篡漢、僞諡武皇帝。

二十五年正月、操 摩陂より洛陽に至り、死す。時に年六十六。操 軍を御すること三十年、手に書を廢さず、嘗て兵書十餘萬言を著し、諸將 攻戦するや、皆な新書を以て従事す。又た孫武の兵書に注す。性 猜忌にして、

諸將の計畫、己の右に出づる者は、必ず法を以て之を誅す。故人の舊怨は、必ず報いて餘すこと無し。其の刑殺する所は、輒ち之に對して流涕するも、終に少も貸ゆるさず。沛相の袁忠・沛國の桓邵・陳留の邊讓等、或いは公事を以て、或いは語言の過失せるを以て、皆な其の家を族さる。幸姫有りて晝寢に侍る。之に枕して臥し、「須臾にして我を覺ませ」と告ぐ。姫 其の臥すこと安らかなるを見、未だ即ちには覺まさず。寤むるに及ぶや、棒ぼうちて之を殺す。嘗て敵と對し、麩穀 不足するや、私かに主者に謂ひて曰く、「奈何せん」と。主者曰く、「小斛もて以て之を足らしむ可し」と。操曰く、「善し」と。後に軍中 其の衆を欺くと言ふや、乃ち主者に謂ひて曰く、「要よず當に君の死を借りて以て衆を厭むふべし」と。遂に之を斬り、其の首を取りて徇へて曰く、「小斛を行ひ、官穀を盜む」と。其の慘酷機變なること、皆な此の類なり。丕 漢を篡ふや、武皇帝と僞諡す。

曹操の死を「死」の文字で表現している。蕭常自身も「義例」にて「凡吳魏僭竊之君、書『薨』則太重、書『殂』尤重、書『卒』則又若引而進之⁴⁹。今止書『死』（凡そ吳魏僭竊の君、「薨」と書せば則ち太重、「殂」と書せば尤も重く、「卒」と書せば則ち又た引きて之を進むるが若し。今 止だ『死』と書す）」と述べているが、この曹操の死に関する筆法については、自ら定めた通りの表記になっている。

ここに見える内容の多くは『三國志』魏書一・武帝紀にある曹操死亡記事に裴松之注として引用される『魏書』や『曹瞞傳』などを元としたものであるが、その記事を再構成するに際しての取捨選択・省略などを通して、より曹操への批判を強める記述となっていると見て良い。兵法に関する記述は肯定的側面といえなくもないが、その直後の記述に「猜疑心が強く、己より優れた計画を出した諸將は必ず法によって誅された」と続くのは、「曹操より兵法に優れた諸將もいたのであり、そういった者たちは皆殺された」という文脈となる。また、ここでの曹操への批判は主に彼の個

人的な性格に対するものであることも留意しておきたい。そして『續後漢書』は、曹操に対する贊へと続く。

贊曰、闕寺之禍尚矣、然未有竊人之國而代之者也。夫以趙高之亂、姦鋒逆讎⁽⁵¹⁾、若不可挫而滅者、曾未旋踵、而身伏鈇⁽⁵²⁾質。蓋天下之重⁽⁵³⁾、豈容刀鋸餘醜⁽⁵⁴⁾劫⁽⁵⁴⁾而有哉。予觀曹騰之事、竊悲⁽⁵⁵⁾東京之禍有自來矣。方李固之欲立清河王也、權臣雖恠睢、而理有所奪、意若少沮。及騰之說一人、則虎視⁽⁵⁶⁾鴟張、無所顧忌、而蠡吾侯立矣。自是、皇綱解紐、騰愈得志、大權在己、植本益固、而其養子至位據⁽⁵⁷⁾鼎司、富埒⁽⁵⁸⁾帝室。操遂因之、弑后幽主⁽⁵⁹⁾、窮凶極惡、毒流天下、卒移漢祚。自古闕寺之禍、莫慘于⁽⁶⁰⁾此。一時義士、皆欲挫而滅之、而婁與亟仆⁽⁶¹⁾。蓋其假大義、以欺世盜國既久、人爲之用而不知有漢、勢固然也。『易』曰、「履霜堅冰⁽⁶²⁾至」、其所由來者漸矣。可不戒哉⁽⁶³⁾。

贊に曰く、闕寺の禍 尚しけれども、然れども未だ人の國を竊みて之に代はる者有らざるなり。夫れ趙高の亂の、姦鋒逆讎にして、挫きて滅ぼす可からざる者の若きを以てしても、曾ち未だ踵を旋らさずして、而して身は鈇質に伏す。蓋し天下の重は、豈に刀鋸の餘醜の劫めて有つを容れんや。予 曹騰の事を觀るに、竊かに東京の禍 自ら來ること有るを悲しむ。方に李固の清河王を立てんと欲するや、權臣 恠睢にして理として奪ふ所有りと雖も、意 少か沮るが若し。騰の説 一たび入るに及ぶや、則ち虎視鴟張し、顧忌する所無く、而して蠡吾侯立つ。是れより皇綱 解紐し、騰 愈々志を得、大權 己に在り、本を植えて益々固く、而して其の養子 位は鼎司に據るに至り、富は帝室に埒⁽⁵⁸⁾し。操 遂に之に因り、后を弑し主を幽し、凶を窮め惡を極め、毒は天下に流れ、卒に漢祚を移す。古より闕寺の禍、此れより慘なるは莫し。一時の義士、皆 挫きて之を滅ぼさんと欲する

も、而れども妻々興りては亟々しばしば仆さる。蓋し其の大義を假り、以て世を欺き國を盗むこと既に久しく、人 之が
用を爲し、而して漢有るを知らず、勢として固より然るなり。『易』に「霜を履みて堅冰至る」と曰ふは、其の由つ
て來たる所の者 漸むなり。戒めざる可けんや。

この前の段が曹操個人に対する批判であつたのに対し、この贊は曹操個人というよりは曹氏に対する批判を主な内
容としている。「後漢の禍は曹騰から始まつたのであり、それが魏による篡奪へと繋がつた」と説き、古來宦官の禍で
これより悲惨なものはないという。批判の度合いはかなり強く、賞贊を主な内容とする陳壽『三國志』魏書一における
評とは全く異なる内容である。ただ、蕭常のこの贊からは、史論として目新しい独自性はさほど見出せない。

興味深いのは、ここに見える「贊の前の段で個人への評価を述べ、贊では一族に対する評価を述べる」という構成が、
『續後漢書』帝紀第一における劉備評価と共通することである。帝紀第一では、贊の前の段において劉備個人に対する
高い評価が述べられ、贊においては劉備というより漢朝に対する賞贊がその内容のほとんどを占めている（前稿四參
照）。ちなみに、吳載記第一・第二における孫吳の君主に関する評価はいずれもこの形式を取っていないことも附言
しておく。

(四)曹丕評価について

曹丕載記にも、曹操載記同様、曹丕死亡の記事に続けて彼への評価に関して論じた段がある（ただし曹丕に対する
贊は無い）。

不好學⁽⁶⁴⁾、所著述垂百篇。又使諸儒選⁽⁶⁵⁾集經傳、隨類相從、凡千餘篇、名曰『皇覽』。嘗⁽⁶⁶⁾嘉漢文帝寬仁⁽⁶⁷⁾、有賢聖之風。諸儒或以爲、「漢文⁽⁶⁸⁾雖賢、通達國體、不如賈誼。」由是著「太宗論」、謂「賈誼之才敏、籌畫國政、特賢臣之器、管・晏之姿。豈若孝文大人之量哉。」蓋欲以孝文自況、疾其臣之勝己也⁽⁶⁹⁾。故有此作。初、不得立爲太子、抱辛毗頸而喜曰、「辛君知我喜否。」毗歸以告其女憲英。憲英者、有高識、歎曰、「太子、代君主宗廟社稷者也。代君、不可以不戚。主國、不可以不懼。宜戚而喜、何以能久。曹氏其不昌乎。」

丕 學を好み、著述する所 百篇に垂とす。又た諸儒をして經傳を選集し、類に隨ひて相從はしむること、凡そ千餘篇、名づけて『皇覽』と曰ふ。嘗て漢文帝の寬仁にして、賢聖の風有るを嘉す。諸儒の或るひと以爲へらく、「漢文は賢なりと雖も、國體に通達すること、賈誼に如かず」と。是に由りて「太宗論」を著し、「賈誼の才敏なれども、國政を籌畫すること、特だ賢臣の器にして、管・晏の姿なるのみ。豈に孝文の大人の量に若かんや」と謂ふ。蓋し孝文を以て自ら況へんと欲し、其の臣の己に勝るを疾むなり。故に此の作有り。初め、丕 立ちて太子と爲るを得るや、辛毗の頸を抱き喜びて曰く、「辛君 我の喜ぶを知るや否や」と。毗 歸りて以て其の女の憲英に告ぐ。憲英なる者は、高識有り、歎じて曰く、「太子は、君に代はりて宗廟社稷を主る者なり。君に代はるは、以て戚まざる可からず。國を主るは、以て懼れざる可からず。宜しく戚むべきも喜ぶ、何を以てか能く久しからん。曹氏 其れ昌えざらん」と。

曹丕が學問を好み、『皇覽』を編纂させたことに関する表現は、『三國志』魏書二・文帝紀の文をほぼそのまま踏襲しており、また曹丕が「太宗論」を著したことも『三國志』魏書二・文帝紀注引『魏書』に記載がある。ただし「太宗論」を著

した意図に対する分析は『三國志』には見えないもので、「臣下が自分より優れることを妬んだ」という表現などは、蕭常の曹丕に対する否定的評価をよく物語っている。また、辛憲英の逸話は『三國志』魏書二十五・辛毗傳注引『世語』に見える。ほぼ原典どおりの引用となっているが、細かい差異を言うならば、裴松之の引く『世語』では「魏其不昌乎」となっているのを蕭常は「曹氏其不昌乎」としている。また、この辛憲英の故事をここで引用している点は、単に「曹氏は長続きしない」ということを述べたかったに過ぎないとみても良いが、前稿までで見えてきたような、蕭常の儒教的道徳を重視する史観とあわせて考えれば、曹丕が人倫の道に悖る人物であると強く批判し、一方でそれを厳しく指摘する辛憲英を高く評価する意図があつた、と見ることもできよう。

(五) 曹奐載記

曹叡については彼の評価を論じた段は無い。曹芳に至っては死亡記事すらなく、廃位されたことが「(蜀漢の延熙)十七年秋、司馬師廢芳而立髦、時年二十三」と記されて彼の載記が終わっている。曹髦が司馬昭打倒を試みて返り討ちに遭つたことについては、「昭黨賈充令帳下督成濟以戈弑髦于車中」と「弑」の字を用いているのが若干興味深いところと言えよう。

曹魏最後の皇帝である曹奐の載記は極めて短いが、注意すべき点がいくつかある。

曹奐⁽⁷⁰⁾字景明、操孫、字之子也。初名璜、封常⁽⁷¹⁾道郷⁽⁷²⁾公。司馬昭既弑髦、迎奐立之、改元景元。六年冬、漢亡⁽⁷³⁾。奐以其僞位遜昭之子炎。是爲晉武帝。奐遷于金墉⁽⁷⁴⁾城、時年二十。自丕篡逆至是、凡四十六年。

曹奐 字は景明、操の孫、字の子なり。初の名は璜、常道郷公に封ぜらる。司馬昭 既に髦を弑するや、奐を迎へて之を立て、景元と改元す。六年冬、漢 亡ぶ。奐 其の僞位を以て昭の子の炎ゆづに遜る。是れ晉武帝爲り。奐 金墉城に遷さる、時に年二十。丕の篡逆より是に至るまで、凡そ四十六年。

まず文中にある「六年冬、漢亡」の「六年」から見てみよう。漢および蜀漢の年号を使用する蕭常の筆致からいって、これは魏ではなく蜀漢の年号によって表記した「景耀六年」の意味で書かれているものと思われる。これについて『札記』は、「案年表、漢亡在景元四年。此『六年』、景耀六年、即炎興元年也。蓋承上曹髦載記『景耀三年』而言」と指摘している。この指摘の通りと思われるが、『札記』もいのように蜀漢は景耀六年に炎興と改元しており、同年冬に滅亡したので、滅亡年を蜀漢の年号でいうならば、蕭常はこの記述を「景耀六年」ではなく「炎興元年」とすべきであったろう。ちなみに蕭常は、劉禪を扱った本紀である帝紀二・少帝紀では、蜀漢滅亡の年を「炎興元年」と表記している。

さらに、この「六年冬、漢亡」の次に「奐以其僞位遜昭之子炎」とあるが、これだと蜀漢の滅亡と曹魏の滅亡が同年であるかのように読める。蜀の降伏は魏の景元四年(魏書四)、蜀の炎興元年(蜀書二)の十一月であり、一方で魏の晉への禪讓は、そのおよそ二年後である魏の咸熙二年十二月壬戌(魏書四)で、同年ではない。無論、蕭常が魏と蜀の滅亡を同年と認識していたわけではなく、彼は卷四・年表第二・章武以来吳魏表における「癸未」の年の魏の記述において「景元」四 夏、司馬昭使鍾會・鄧艾犯漢中⁽⁷⁵⁾。又明年、晉興、曹氏遂亡。」と記す。加えて、前掲史料の校勘で指摘したように、四庫全書本では曹奐載記の「漢亡」の後ろに「又明年」とあり、これは年表第二の記述と一致する。いずれが蕭常の原著に近いかは不明とするしかないが、少なくとも宜稼堂叢書本を見る限り、先の遷都をめぐる記事とあわせて考えても、蕭常は歴史事象の発生時期を常に意識した記述をしているわけではないかと思える節がある。

る。

一方で、曹丕の篡奪（魏の成立）から滅亡までが四十六年という表記は、『宋書』卷二十七・符瑞志上や、『南齊書』卷一・高帝紀上などにも見られるものである。

（六）魏載記第一末尾の贊

魏載記第一の卷末に見える贊を見てみよう。

贊曰、操⁽⁷⁶⁾父子、以鼠竊狗盜⁽⁷⁷⁾之知窺⁽⁷⁸⁾攘神器⁽⁷⁹⁾。術窮力殫、僅乃得之、自以爲子孫無窮之業、而不知三馬闐然已躡其後矣。不庸、叡凶、芳幽、髦弒、政⁽⁸⁰⁾移私家⁽⁸¹⁾、卒以不祀。傳有之、「君以此始、亦以此終。」⁽⁸²⁾孰謂天理爲不明⁽⁸³⁾。

贊に曰く、操父子、鼠竊狗盜の知を以て神器を攘^{ぬす}まんことを窺ふ。術は窮まり力は殫きるも、僅かに乃ち之を得、自ら子孫無窮の業と以爲ふも、而れども三馬の闐然として已に其の後を躡ふを知らず。丕は庸、叡は凶、芳は幽され、髦は弒され、政は私家に移り、卒に以て祀られず。傳に之有り、「君 此を以て始む、亦た此を以て終れ」と。孰か「天理 不明爲り」と謂はん。

曹操一族に対する批判が明確な一段であるが、特に目新しい主張は見出せない。強いて言えば、曹魏歴代皇帝に対する贊でありながら驚くほどの短文であることが特徴である。劉禪に対する贊も極めて短いことを考えれば、贊の長

短だけで蕭常の重視の度合いを測ることはできないが、吳載記で孫吳君主を扱う巻が吳載記第一・第二の二巻に涉っている（ただし吳載記第二は君主以外の孫吳宗室も扱う）のに対し、曹魏の君主を扱うのは僅かに魏載記第一のみとなっていることも見逃せないであろう。極力魏に関する扱いを小さくしたい蕭常の意思が窺える。

三 魏載記第二について

(一) 夏侯惇載記の問題点

魏載記第二で扱う人物は、同書目録に「曹彰 曹植／曹沖⁽⁸⁴⁾ 曹仁／曹洪 曹休／曹真「子爽 鄧颺 丁謐 何晏 畢軌 李勝 桓範⁽⁸⁵⁾」／夏侯惇 夏侯淵／夏侯尚 夏侯元⁽⁸⁶⁾「王經」⁽⁸⁷⁾」は改行を、「」内の文字は割注内の文字であることを示すとある。だが、同巻は多くの人物を扱いながら贊は巻末に極めて短いものが一つあるだけで、そのほかには人物に対する評価を述べた段がほとんど見られず、人物の事蹟を簡潔に述べた文が同巻のほとんどを占める。贊以外で僅かに人物評価らしきものが看取できる部分として、夏侯淵載記に附属する夏侯霸についての「遂降漢、漢以爲車騎將軍」という記述があるが、これも特に賞贊というほどの賞贊ではないと見るべきであろう。

本巻の贊の検討とは若干離れるが、若干興味深い記述として、夏侯惇載記にある以下の記述を挙げておく。

操平河北、爲大將軍。時諸將皆受魏官、獨惇漢官⁽⁸⁸⁾、乃上疏自陳、即拜前將軍、尋卒。

操 河北を平らぐるや、大將軍と爲る。時に諸將 皆 魏の官を受くるも、獨り惇のみ漢官なれば、乃ち上疏して自ら陳べ、即ち前將軍に拜し、尋いで卒す。

曹操配下がみな魏の官を受けたが夏侯惇のみ漢の官位にあつたので、夏侯惇が自ら願ひ出て魏官としての前將軍を授けられ、間もなく亡くなった、という記事である。だが、この記事は史書として良い出来とは言えない点が多い。まず「操平河北、爲大將軍」であるが、これは『三國志』魏書九・夏侯惇傳に

太祖平河北、爲大將軍後拒。鄴破、遷伏波將軍。(以下略)

太祖 河北を平らぐるや、大將軍の後拒と爲る。鄴 破るるや、伏波將軍に遷る。

とある(区切り方は現在広く通行している中華書局本のものを採用した)のを、蕭常は「後拒」ではなく「爲大將軍」で区切ると解釈したことによると思われる。蕭常が斯かる区切り方をした理由は判然としないが、あるいは原文の解釈が困難であることに原因があるのかもしれない。『三國志』を踏まえて考察したとき、この「大將軍」は曹操でも夏侯惇でもないからである⁽⁸⁹⁾。このように、『三國志』の文も意味が取りにくいのだが、一方で蕭常の文も「夏侯惇が大將軍となつた後に前將軍になつた」という流れになつてしまい、これでは『三國志』の語る夏侯惇の官歴とは矛盾が大きい。夏侯惇が魏官を自ら望んで前將軍となつたことは、『三國志』魏書九・夏侯惇傳および同裴注『魏書』に記載があるが、それによれば、これは建安二十四年のことである。「操平河北」(建安十二年頃)の後といえは後であるが、後すぎる。

また同傳によれば夏侯惇は確かに大將軍となつてゐるが、それは曹操死後の延康元年のことで、『三國志』魏書二・文帝紀)、彼が前將軍となつた後のことである。蕭常の「大將軍となつた後に前將軍となつた」という記事は、歴史記述としての完成度が低いとの批判を免れまい。しかも蕭常の文では、夏侯惇は前將軍になつて間もなく亡くなつたとあるが、これでは曹操の河北平定後さほど経たずに夏侯惇が没したかのように読めてしまうのも問題である。

さらに言うならば、「魏官」が存在するのは、曹操が魏公になつた以降である。『三國志』魏書一・武帝紀の建安十八年五月の条に、曹操を魏公とする冊書が見えるが、そこに「魏國置丞相已下群卿百寮、皆如漢初諸侯王之制(魏國は丞相より已下群卿百寮を置くこと、皆な漢初の諸侯王之制の如くせよ)」とあることから分かるように、この段階で初めて魏の官を置くことが定められた。蕭常の言う「操平河北、爲大將軍。時諸將皆受魏官、獨惇漢官」の「時」は、普通に読めば「操平河北」(曹操が河北を平定した)當時ということになるが、この「操平河北」(建安十二年頃)の段階ではまだ、夏侯惇が「魏官」を所望することは有り得ないのである。後漢・三國時代の官僚制度に関する蕭常の知識・関心が薄かつたと考えられる所以である。

それでは、官歴の前後関係の破綻や制度との矛盾も無視までして(気づかなかつただけかもしれないが)、蕭常がこのような問題だらけの文を書いてしまったのはなぜか。これは推測するしかないが、恐らく蕭常は、夏侯惇が自ら漢の臣下であることを放棄したことを批判したかったのであろう。「夏侯惇は、漢の大將軍という軍事最高位にありながら、自らその地位を捨て、前將軍という格下でもいいから魏官を得ること望んだ」という論旨になる文とすることので、夏侯惇の漢に対する不忠に対し筆誅を加えるというのが、蕭常の目的であつたと思われる。

(二) 王經と彼の母のみに言及する贊

魏載記第二には贊が卷末に一つのみあり、しかもそこで言及される人物は王經と彼の母のみである。短文なので、本卷の卷末を占める王經をめぐる記事と、その後が続く贊を一通り見ておこう。

清河王經者、字彥偉⁽⁹⁰⁾、與(許)允俱稱冀州名士。延熙⁽⁹¹⁾中爲尚書。曹髦欲討司馬昭、謀于⁽⁹²⁾王經⁽⁹³⁾與王沈・王業。沈・業馳告昭、經留髦所。昭既弑髦、并族經。經被逮、辭母、母笑而應曰、「人誰⁽⁹⁴⁾不死。往所以止汝者、恐不得其所也。以此并命、何恨之有。」晉武帝泰⁽⁹⁵⁾始初、詔曰、「尚書⁽⁹⁶⁾王經、雖陷大戮、然守志可嘉。門戶埋沒、意⁽⁹⁷⁾愍之。其以經孫爲郎中。」

贊曰、王經不附司馬昭、可謂知死所矣。其母知有名義、含⁽⁹⁸⁾笑地下。雖古烈婦、何以加茲⁽⁹⁹⁾。

清河の王經なる者は、字は彥偉、允と俱に冀州の名士と稱せらる。延熙中に尚書と爲る。曹髦 司馬昭を討たんと欲し、王經と王沈・王業とに謀る。沈・業は馳せて昭に告げ、經は髦の所に留まる。昭 既に髦を弑するや、並びに經を族す。經 逮らはるるや、母に辭す。母 笑ひて應じて曰く、「人 誰か死せざる。往に汝を止むる所以の者は、其の所を得ざるを恐るればなり。此を以て命を并つるも、何の恨か之れ有らん」と。晉武帝の泰始の初め、詔して曰く、「尚書の王經、大戮に陥ると雖も、然れども志を守るは嘉す可し。門戶の埋沒せるは、意之を愍む。其れ經の孫を以て郎中と爲せ」と。

贊に曰く、王經 司馬昭に附かず、死す所を知ると謂ふ可し。其の母 名義有るを知り、地下に含笑す。古の烈婦と雖も、何を以てか茲に加へん。

蕭常の意図に関する分析は後回しとして、まずは『札記』の指摘の検証をしておきたい。『札記』には以下のような指摘がある。

「往所以止汝者」、「志」注、「止」上有「不」字。案、『志』載「經始爲郡守、母曰、「汝田家子、今仕至二千石、物太過不祥、可以止矣。」是往會止之。「不」字衍、第此刪其母前言、則「止汝」、意不明耳。

「往所以止汝者」、「志」の注は、「止」の上に「不」の字有り。案するに、『志』載すらく「經 始めて郡守と爲るや、母曰く、「汝は田家の子、今 仕へて二千石に至る。物の太だ過ぐるは不祥なり、以て止むる可し」と。是れ往に會て之を止むるなり。「不」の字は衍なれども、第だ此れ其の母の前言を刪るのみならば、則ち「止汝」は、意不明なるのみ。

斯かる指摘の検証のため、煩を厭わず、蕭常が元史料として参照したと思われる『三國志』魏書九・諸夏侯曹傳の当該部分および裴注にて引かれる『漢晉春秋』を見ておこう。（底本は百衲本。比較のための引用であり、蕭常や『札記』の文と内容もほぼ一致するため、書き下し文は省略する）

清河王經亦與允俱稱冀州名士。甘露中爲尚書、坐高貴鄉公事誅。始經爲郡守、經母謂經曰、「汝田家子、今仕至二千石、物太過不祥、可以止矣。」經不能從、歷三州刺史・司隸校尉、終以致敗。

『漢晉春秋』曰、經被收、辭母。母顔色不變、笑而應曰、「人誰不死。往所以不止汝者、恐不得其所也。以此并命、何恨之有哉。」晉武帝太始元年詔曰、「故尚書王經、雖身陷法辟、然守志可嘉。門戶堙沒、意常愍之、其賜經孫郎中。」

『札記』の指摘は当を得ていることがわかる。蕭常は上述の『三國志』および裴注を再構成して記事を作っていると思われるが、蕭常は、『三國志』本文に見えるような、王經の母が王經に「(ここで政治の中枢に関わるのを)止めておきなさい」と言ったことを採録せず、王經が処刑される直前に彼の母がかけた言葉のみを採用したため、その言葉の中の「以前にお前を止めた理由は」が何を指すのかわからなくなってしまうのである。重点を置きたい点のみを元史料から抽出して繋げて書いたためにこのような矛盾が生じたのであろう、歴史記述としてはあまり高く評価できない筆法と言わざるを得ない。

また、注目すべきは『札記』の「『不』字衍」という指摘である。この指摘の通り、『三國志』および裴注『漢晉春秋』の逸話を連続して読むと、王經の母は子に対し「これで止めておきなさい」と言いながら、処刑直前には「先におまえを止めなかったのは」と言っていることになり、矛盾が生じている。ここは『札記』がいう通り、裴注『漢晉春秋』にある「往所以不止汝者」の「不」は衍字と取るべきであろう。そう考えたとき、蕭常の文が「往所以止汝者」となっており、「不」の字が無いことは興味深い⁽⁹⁰⁾。蕭常が著述をおこなった際に裴注を含め『三國志』を参照したことはほぼ間違いないのだが、彼が参照した版本の『三國志』注引『漢晉春秋』では元々「不」の字が無かったのか、「不」の字があったうえで蕭常がこれを衍字と判断して省いたのか、あるいは『三國志』以外の史料を元にした記述を行ったのか⁽⁹¹⁾、現段階での判断は難しい。もし蕭常の参照した『三國志』注引『漢晉春秋』では元々「不」の字が無かった場合、彼は、現在広く

用いられる百柄本⁽¹⁰⁾とは異なる系統の『三國志』を参照していた可能性が考え得るのが興味深い。

(三) 贊について

では、この贊から看取できる蕭常の史観について見てみよう。一見してわかるように、これが魏載記第二における唯一の贊であるにもかかわらず、同巻で扱う曹一族や夏侯一族については全く触れられず、王經と彼の母を高らかに讃えることに終始した贊となっている。曹魏に対し大變批判的である蕭常が曹髦の忠臣・王經を高く評価していることは、注目すべきであると言えよう。このことは、蕭常にとって、曹魏に対する否定的評価と、個人の尽くした忠義に対する高評価とが別個の評価基準であった事例と見ることも可能であるが、前稿四・五で指摘した「劉備の婚姻を手段として批判する」「孫翊の妻を高く評価する」といった事例とあわせて考えれば、蕭常が(当時の価値観にもとづいた)人としての生き方を極めて重視していたこと、そしてその優先度は時として蜀漢への賛美や吳魏への批判よりも高かったことが窺える。特に王經の母への評価は、前稿五で見た孫翊の妻に対する高い評価と類似性が見出せる。孫翊の妻に対して蕭常は「雖古烈丈夫、何以加之」(『續後漢書』吳載記第二)と述べているが、王經の母に対する「雖古烈婦、何以加茲」と極めて似た表現であることが分かる。恐らく蕭常が彼女らに贈るべき贊辭として考えついた最上級のものがこれだったのであろう。

おわりに

蕭常にとって、曹魏は批判すべき悪の首魁であった。そのことは今回検討した魏載記第一・第二からも明確に看取

できるのであり、曹操や曹丕に対してはとくに激しい批判が展開されている。また、蕭常の孫吳観にはある程度肯定的なものが見出せること、南宋の鑑戒として孫吳を捉えるという観点が看取できると思しきことも、改めて確認できた。

ただしその一方で、その憎むべき曹魏に仕えた王經およびその母のことは高く評価するなど、蕭常の三國人物評価が必ずしもその人物の所属王朝によって決定されるとは限らないことも見逃せない。この点は、前稿までで指摘した、劉備であっても婚姻に批判すべき点があれば厳しく論じ、孫吳の人であっても夫の仇を討った孫翊の妻・徐氏に最上級の賛辞を贈るといふ蕭常の執筆姿勢と共通姿勢が見出せる。

加えて、今回の検討範囲からは、蕭常の著述には、元史料から読み取れる人物の官歴の前後関係に対する無関心、後漢・三國時代の基本的な官僚制度をめぐる関心・知識の欠如といった要素が看取できる。彼の関心の対象があくまで人物や王朝に対する歴史評価を下すことであつたのであり、制度的なものに対してはほぼ関心がなかつたことが窺えよう。四庫提要のいう「然常之所長、不在考證」といふ評価(前稿一参照)は、良くも悪くも的を射ていると言えよう。さらに、蕭常が自らの定めた筆法どおりの記述を行っていないことに対する『札記』の批評は、後世における蕭常『續後漢書』評価の低さの要因を看取することができる。ただし同時に、その『札記』もまた、必ずしも首肯すべき指摘ばかりを行っているわけではない点、注意が必要であろう。

注

(1) 蕭常『續後漢書』は、本稿では内閣文庫本の宜稼堂叢書本を底本とし、傳同治本、叢書集成本、四庫全書本を参照した。これら諸本、卷数の表記、および筆者の蕭常『續後漢書』に関する研究(単著・共著を含む)については、田中靖彦・石井仁・中本圭亮「蕭常『續後漢書』の基礎的研究―序および四庫提要の分析を中心に―」(『實踐國文學』九七、二〇二〇年。本稿で

は「前稿二」と呼称)、田中靖彦・石井仁「蕭常『續後漢書』昭烈皇帝紀についての覚書」(『實踐國文學』九九、二〇二一年。本稿では「前稿二」と呼称)、田中靖彦「蕭常『續後漢書』諸葛亮傳贊について」(『實踐國文學』一〇〇、二〇二二年。本稿では「前稿三」と呼称)、田中靖彦「蕭常『續後漢書』帝紀および列傳一の贊について」(『年報』四一、実践女子大学文芸資料研究所、二〇二二年。本稿では「前稿四」と呼称)、田中靖彦・石井仁「蕭常『續後漢書』吳載記第一・第二の贊について」(『実践国文学』一〇四、二〇二三年。本稿では「前稿五」と呼称を参照。また本稿でたびたび言及する『續後漢書音義』(本稿では「音義」と略称)および『續後漢書札記』(本稿では「札記」と略称)については、前稿一・前稿二を参照。また、郁松年及び宜稼堂叢書に関する近年の研究として、陳熙・王涵笑「樓台海上…郁松年与宜稼堂藏書」(『図書館雑誌』二〇二三年六月。中国知网 <https://chaoerseach.kinnet/>) にて発表されたものを、二〇二三年一月九日に閲覧)がある。また、南宋における孫吳觀については、田中靖彦「六朝通鑑博議の孫吳論について」(『年報』四二、実践女子大学文藝資料研究所、二〇二三年。本稿では「前稿六」と呼称)、および、田中靖彦「呂祖謙『十論』の孫吳評價について」(『日本中國學會報』七五、二〇二三年。本稿では「前稿七」と呼称)を参照。

(2) 「惑于」は、四庫全書本では「枯於」。

(3) 『禮記』曲禮上に「以足蹙路馬芻、有誅(足を以て路馬の芻を蹙めば、誅有り)」とある。君主の馬車を引く馬の食べるまぐさを履めば、(まぐさ自体の価値ではなく君主の馬車の馬が食べるものであるから、これは不敬であるとして)咎めを受けるといふこと。

(4) 繁纓は、諸侯の馬につける飾り。『春秋左氏傳』成公・傳二年に「新築人仲叔于奚救孫桓子、桓子是以免。既衛人賞之以邑。辭請曲縣繁纓以朝、許之。仲尼聞之曰、『惜也、不如多與之邑。唯器與名、不可以假人。君之所司也。名以出信、信以守器、器以藏禮、禮以行義、義以生利、利以平民。政之大節也。若以假人、與人政也。政亡、則國家從之。弗可止也已』」(新築の人の仲叔于奚、孫桓子を救ひ、桓子はを以て免る。既にして衛人、之を賞するに邑を以てす。辭し、曲縣し繁纓して以て朝せんことを請ふ。之を許す。仲尼、之を聞きて曰く、『惜しいかな、多く之に邑を與ふるに如かず。唯だ器と名とは、以て人に假す可からず。君の司る所なり。名は以て信を出し、信は以て器を守り、器は以て禮を藏め、禮は以て義を行ひ、義は以て利を生じ、利は以て民を平らかにす。政の大節なり。若し以て人に假さば、人に政を與ふるなり。政亡ぶれば、則ち國家、之に従ふ。止む可からざるなり』)とある。

- (5) 「旄」は、四庫全書本では「髦」。
- (6) 「鐘簴」は、四庫全書本では「鐘虜」。ちなみに、百衲本『三國志』魏書一・武帝紀・建安十九年十二月の条の該当部分には「鍾虜」につくる。
- (7) 「十二旒」は、四庫全書本では「十有二旒」。
- (8) 「臺」は、四庫全書本では「壇」。
- (9) 『札記』に「狂童嗣逆」『童』、舊誤『重』、今改」とあり、これに従う。四庫全書本も当該字は「童」につくる。
- (10) 「于」は、四庫全書本では「於」。
- (11) 范曄『後漢書』列傳六十・孔融傳の「論曰」に「事隔於人存」とあり、李賢注に「人存謂曹操身在不得篡位也」とある。恐らく蕭常のこの表現は、范曄の表現を踏まえたものであろう。
- (12) 「于」は、四庫全書本では「於」。
- (13) 「淡」は、叢書集成本では「深」、四庫全書本では「深乎」。
- (14) 「冰」は、四庫全書本では「氷」。
- (15) 『易經』坤に見える表現。霜という微々たるものが、次第に堅氷(という深刻なもの)となるように、軽微なものが次第に深刻な事態となることをいう。
- (16) 「嘗」は、四庫全書本では「常」。
- (17) 「垂恩相舍」と「命在何時」は、いずれも『後漢書』本紀十下・伏皇后紀に見える獻帝の言葉。「命在何時」は『三國志』魏書一・武帝紀注引『曹瞞傳』にも見える。
- (18) 「語」は、四庫全書本では「言」。
- (19) 「篡」は、四庫全書本では「物」。
- (20) 「于」は、四庫全書本では「於」。
- (21) 四庫全書本は「也」の一字を欠く。
- (22) 「存乎」は、四庫全書本では「在與」。
- (23) 「曹操」は、四庫全書本では「操」。

- (24) 「于」は、四庫全書本では「於」。
- (25) 「于」は、四庫全書本では「於」。
- (26) 『漢書』卷七十七・孫寶傳に「春秋之義、誅首惡而已」とある。
- (27) 曹鵬程「南宋史学家蕭常及其『續後漢書』」(『蘭台世界』二〇一三年一〇月下旬)は、蕭常『續後漢書』が魏載記を同書の末尾とした理由を、この蕭常の「春秋誅首惡。操、其始禍者也」という見解に求めている。前稿五も参照。
- (28) 許への遷都について、陳壽『三國志』魏書一・武帝紀の建安元年の条は「洛陽殘破、董昭等勸太祖都許。九月、車駕出轅轅而東」と述べる。一方で、范曄『後漢書』本紀九・孝獻帝紀は建安元年八月の条に「庚申、遷都許」と述べる。「札記」のいう「陳・范違異」とはこのことであろう。『三國志集解』はこれについて、遷都を八月庚申とする范曄『後漢書』の記事を引用し、袁宏『後漢紀』、司馬光『資治通鑑』も(遷都を八月庚申とする点)同じだと指摘した上で、『三國志』の「九」の字は誤りではないかと指摘する。
- (29) 「他」は、四庫全書本では「它」。
- (30) 「至」は、四庫全書本では「至聞喜」。
- (31) 「洛」は四庫全書本では「雒」につくる。
- (32) 四庫全書本では「操」の前に「八月」の二字が入る。
- (33) 「趙忠」は四庫全書本では「臺崇」につくる。
- (34) 「于」は四庫全書本では「於」につくる。
- (35) 「札記」は、昭烈帝紀における許への遷都をめぐる記述についても指摘する。そこでの「札記」の指摘を要約すると、「昭烈帝紀では八月庚申とし、曹操傳(おそらく『續後漢書』曹操載記のこと)を指しているであろう)も「庚申」というが、『三國志』や郝經『續後漢書』は九月としている。『音義』はこれについて辨じておらず、どちらが正しいのか分からない」というものである。遷都が八月か九月か分からないという点において、曹操載記に附した指摘と大差無い内容であることが分かる。
- (36) 范曄『後漢書』本紀九・孝獻帝紀の建安元年の条では、この遷都をめぐる記事の少し前に、「秋七月甲子、車駕至洛陽、幸故中常侍趙忠宅」と見える。宜稼堂叢書本のこの箇所における「趙忠」の誤記は、そこから来るものである可能性がある。
- (37) 「洛」は四庫全書本では「雒」につくる。

- (38) 「三」は四庫全書本は「五」につくる。「札記」に「三、舊作五。志注作三十餘年。案、操自中平六年起兵、歷初平四年、興平二年、建安二十五年、共三十一年。作五、誤」と考察しており、これに従う。
- (39) 「注」は四庫全書本では「註」につくる。
- (40) 「書」は四庫全書本では「法」につくる。
- (41) 四庫全書本は「性猜忌」の後ろに「習啖野葛飲鳩酒」が入る。
- (42) 四庫全書本では「沛相」の前に「初」が入る。
- (43) 「邵」は四庫全書本では「劬」につくる。
- (44) 「告」は四庫全書本では「告曰」につくる。
- (45) 「札記」に「謂誤爲、今並改」とある。参照した諸本いずれも「謂」につくる。
- (46) 「取其首徇」は、四庫全書本のみ「取其首題而徇」に作る。「音義」に「題而徇（徇）は四庫全書本の『音義』では「徇」（「所以示衆。」とある）。「内の字は割注の字であることを示す。以下同様」。また「札記」ではこの「音義」の記事について「本文作」取其首徇、「志」注作「取首題徇。」と指摘している。
- (47) 「機變」は四庫全書本では「變詐」につくる。
- (48) 「丕」は四庫全書本では「子丕」につくる。
- (49) 「引而進之」は、『禮記』檀弓上に見える「喪服、兄弟之子猶子也。蓋引而進之也」を典拠とした表現であろう。
- (50) 「箴」は四庫全書本では「焰」につくる。「逆箴」は、反逆の気焰。
- (51) 「音義」に「鉄質」音字、質與鑛同音、義確也。」とある。なお「鉄」は四庫全書本では「鐵」につくる。
- (52) 「天下之重」は、四庫全書本では「天下重器」。
- (53) 「刀鋸餘醜」は、宦官のこと。『史記』卷三十九・晉世家に「宦者曰、『臣刀鋸之餘、（以下略）』とある。「刀鋸餘醜」はその類似表現とみられるが、「醜」の一字を加え、より否定的要素を強めようという蕭常の意向が見える。また、『三國志』蜀書三・後主傳が注として引く『諸葛亮集』の載せる劉禪の詔に、曹魏のことを「殘類餘醜」と表現する記述が見え、蕭常はあるいはこれも踏まえているのかもしれない。
- (54) 「劫」は四庫全書本は「劫」につくる。

- (55) 「悲」は四庫全書本では「悲夫」につくる。
- (56) 「視」は四庫全書本では「眎」につくる。
- (57) 「據」は四庫全書本では「據」。
- (58) 『音義』に「富埒音劣。」とある。また『札記』に「埒舊誤特、今改」とある。
- (59) 「弒后幽主」は四庫全書本では「幽主弒后」。
- (60) 「于」は四庫全書本では「於」。
- (61) 『音義』に「婁興亟仆」婁讀作屢、亟、欺冀切、數也。」とあり、続けて「仆音赴、顛也。」とある。なお、「婁」は四庫全書本では「屢」につくるが、『札記』に「婁作屢、今從音義改」とある。
- (62) 「冰」は、四庫全書本では「氷」。
- (63) 「可不戒哉」は、四庫全書本では「可不戒哉可不戒哉」と二回繰り返している。
- (64) 「學」は四庫全書本では「文學」につくる。
- (65) 「選」は四庫全書本では「撰」につくる。
- (66) 「嘗」は四庫全書本では「常」につくる。
- (67) 「寬仁」は四庫全書本では「寬仁玄默」(「玄」は欠画字)。この元史料と思われる『三國志』魏書二・文帝紀注『魏書』の当該部分も「寬仁玄默」につくる。
- (68) 「漢文」は四庫全書本では「孝文」につくる。
- (69) 「也」は四庫全書本では「者」につくる。
- (70) 「曹奐」は四庫全書本では「奐」。
- (71) 『札記』に「封常道鄉公」『常』、舊誤「長」、今改」とあり、これに従う。なお当該字は四庫全書本では「常」となっている。
- (72) 「鄉」は四庫全書本では「卿」につくる。
- (73) 四庫全書本は「奐以其僞位」の前に「又明年」の三字が見える。
- (74) 「墟」は四庫全書本は「鋪」。『札記』に「舊誤『鋪』、今從陳志改」とあり、これに従う。なお『音義』には「金墟城」在洛陽。」とある。
- (75) 底本は「漢鍾」につくるが、傳同治本に従い「漢中」に改める。

- (76) 「操」は四庫全書本では「曹操」。
- (77) 「盜」は四庫全書本では「偷」。
- (78) 「窺」は四庫全書本では「規」。
- (79) 「神器」は四庫全書本では「漢鼎」。
- (80) 底本・傳同治本・叢書集成本は「改」につくるが、四庫全書本に従い「政」に改める。
- (81) 「家」は四庫全書本では「室」。
- (82) 『春秋左氏傳』宣公・傳十二年に「王見右廣、將從之乘。屈蕩戸之曰、『君以此始、亦必以終。』」とある。
- (83) 「不明」は四庫全書本では「不明哉」につくる。
- (84) 曹植と曹沖は、四庫全書本の目録では「曹彰」の下に割注で「弟植 沖」となっている。
- (85) 四庫全書本の目録では、鄧颺・丁謐・何晏・畢軌・李勝・桓範の名が無い。
- (86) 「元」は正しくは「玄」。清代の避諱に基づく表記であろう。底本・傳同治本ではいずれも「元」の字を四角で囲んでいる。また、四庫全書本の目録では、夏侯淵・夏侯尚・夏侯玄の三人は「夏侯惇」の下に割注の形で「族弟淵 淵從子尚 尚子玄」とある(「玄」は欠画字)。
- (87) 四庫全書本の目録には王經の名は見えない。
- (88) 『札記』は、「獨惇漢官」、漢官、舊作官漢。今並從陳志改補。」と指摘しており、これに従う。
- (89) 『三國志』魏書一・武帝紀によれば、曹操は建安元年に大將軍となったものの、すぐに袁紹に讓っており、その後には曹操が大將軍となったという記事は『三國志』には無い。また、夏侯惇が大將軍となったのは、本論の本文で述べるように、これより十数年も後の延康元年のことである。『三國志集解』は該当部分について、「將」を衍字と見る趙一清らの説を引いている。井波律子・今鷹真訳『正史三國志』(ちくま学芸文庫、一九九三年)もほぼ同様の見解を述べ、「爲大將軍後拒」を「大軍の後づめとして働いた」と解釈する。
- (90) 「偉」は四庫全書本では「緯」につくる。なお『三國志集解』は、『三國志』管輅傳注に王經の字が「彦緯」とあることを指摘する。錢大昕の説を引く。
- (91) 「熙」は四庫全書本では「熙」につくる。

- (92) 「于」は四庫全書本では「於」につくる。
- (93) 「王經」は四庫全書本では「經」につくる。
- (94) 「人誰」は四庫全書本では「仁雖」につくる。
- (95) 底本・傳同治本・叢書集成本(およびこの元史料と思われる『三國志』魏書九・諸夏侯曹傳注引『漢晉春秋』)は「太」につくるが、四庫全書本に従い「泰」に改める。
- (96) 「尚書」は四庫全書本では「故尚書」につくる。
- (97) 「意」は、四庫全書本では「意甚」。
- (98) 「含」は、傳同治本では「舍」につくる。
- (99) 「茲」は四庫全書本では「諸」につくる。
- (100) 前掲のように『札記』は当該部分について、『三國志』注には「不」の字があるとは書いてあるが、蕭常の本文に「不」の字があるとは書いておらず、また「不」の字を削除したという趣旨のことも書いていない。また四庫全書本を含め本論で参照した諸本いずれも「不」の字が無い。このため、蕭常の原著からそうであった可能性は低くないと思われる。
- (101) たとえば、『三國志集解』に指摘があるように、『世說新語』(賢媛第十九)が注として引く『漢晉春秋』の中の王經の母の言葉は「往所以止汝者」と、「不」の字が無いものになっている。
- (102) 百衲本『三國志』は、紹興刊本と紹熙刊本から成る。

本研究は、JSPS 科研費 19K00114 の助成を受けたものである。

田中 靖彦(本学国文学科教授)
石井 仁(駒澤大学文学部教授)